

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

1. 基本情報

(1) 国名：ソロモン諸島（以下、「ソロモン」という。）

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域

(3) 案件名：人材育成奨学計画

(The Project for Human Resource Development Scholarship : JDS)

G/A 締結日：2025 年 7 月 29 日

2. 事業の背景と必要性

(1) ソロモンにおける政府職員人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ソロモン政府においては、経済社会開発にかかる政策立案に従事する省庁・関係機関の高度人材を育成するための国内体制が、総じて不足しているという現状がある。

具体的には、ソロモンには、国際的に認可された国立大学はなく、大学院も設置されていないことから、ソロモン国内では十分な研鑽を詰めない状況である。そのような状況において、ソロモンからはオーストラリア、ニュージーランド等に留学することが一般的となっており、ドナーからの奨学金が重要視されている。

またソロモンでは国家開発戦略（National Development Strategy : NDS）2016-2035で、国家ビジョンとして「ソロモン全国民の社会・経済生計の改善」を設定し、長期目標「5.安定した効果的なガバナンスと公的秩序により国を団結させる」ことを大目標に設定し、安定したガバナンス構築を目指している。その目標を達成するため、「健全な企業文化を持つ効率的・効果的な公共サービス」、「国家・州・コミュニティレベルの汚職削減とガバナンスの改善」等、ガバナンスの改善に向けたあらゆるレベルでの説明責任や透明性の強化が求められていることに加え、「国家安全保障、法と秩序・対外関係の改善」により、ソロモンと諸外国間での国家主権や政治、貿易、社会、文化関係を構築し、国際協力の促進や開発効果を高めることが求められていることから、ソロモンにおいて「公共政策」「公共財政管理」「国際関係」の人材強化は重要である。また、災害に脆弱とされるソロモンにとって、行政として災害リスク軽減を可能とする組織体制の強化や地域住民主体で取り組む災害管理能力の向上や意識向上が重要であり「気候変動対策・環境政策」分野における人材の強化も重要である。

このように、いずれの分野においても、国外において行政能力の向上と制度構築を担う政府中枢に行政官を育成することが同国の経済社会開発上の課題となっており、「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）の枠組みを通じて本邦にて行政官を育成することが求められている。

(2) ソロモンにおける我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ソロモン国別開発協力量針（2019 年 4 月）では、「社会・経済基盤の強化を通じた自立かつ持続的成長の達成と国民の生活水準の向上」に根差した他事業を推進する観点から、以下にある同方針重点分野に従事する行政官の政策立案能力向上を促進する。

- 強靱で持続可能な成長のための行政能力向上
- 自由で開かれた国際秩序の構築

- 気候変動、環境、防災政策の推進

また、本事業は2024年7月に発出されたPALM10共同行動計画2.の「人を中心に据えた開発」における「PALMパートナーの次世代リーダーの育成」に位置づけられ（「外交的観点」）、質の高い教育の確保を目指すSDGsゴール4（教育）の達成に貢献するもの（「地球規模課題への対応」）。

(3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主な援助機関として、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国等による奨学金事業がある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、ソロモン政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官が、本邦大学院における学位（修士号）取得を支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与する。

②事業内容

ア) 実施内容

ソロモン政府の若手行政官を対象に、1期あたり最大5人（修士課程5人）、計4期分の留学生が、本邦大学院において同国の重点課題に関する政策立案に資する研鑽を積むことに対して、必要な経費を支援する。協力準備調査では4期分の計画を予め策定し、戦略的・効果的な受け入れを継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・JDS生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・留学事業の付加価値創出（留学中の日本政府関係者等との人脈構築及び帰国時のJDS生OBとのネットワーキング等）

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関としてJICAが推薦する予定。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士号）を取得する若手行政官5人/期（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取組を行う）。

④他のJICA事業との関係：なし。

(2) 総事業費／概算協力額

総事業費178百万円（概算協力額（日本側）：178百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2025年7月～2029年3月を予定（計45か月）

(4) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：国家計画・開発調整省（Ministry of National Planning and

Development Coordination)

②運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、ソロモンにおいて運営委員会（以下③により構成）を設置する。運営委員会は、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

③運営委員会の構成：国家計画・開発調整省、公共サービス省、教育・人的資源開発省、在ソロモン日本国大使館、JICA ソロモン支所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。留学プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、本邦大学への留学に、中央省庁・地方自治体・企業等での実務研修等を必要に応じて組合せ、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2) 他援助機関等の援助活動

他援助機関等との連携・役割分担はなし。

(6) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値	目標値
留学生の学位取得率（％）	修士課程	0	95
帰国生の役職率（％）		0	20

(注) 学位取得率については、2025 年時点の実績値を基準とし、2030（事業完了 1 年後）における目標値とする。

(注) 役職率については、政策立案に影響を与えうる課長級以上の職位に就いている人数から算出し、同名の先行事業分を踏まえた 2039 年（事業完了 10 年後）における目標値とする。

(2) 定性的効果

- ・若手行政官が、帰国後、同国の計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織の機能が強化される。
- ・留学する若手行政官と日本政府職員との人脈構築が進み、二国間関係が強化される。
- ・留学生を受け入れる本邦大学やコミュニティにおける国際的な学術的ネットワーク及び国際友好親善が強化される。
- ・本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

- ・ソロモン政府の人材育成（本邦留学）に関する方針が変更されない。
- ・留学生本人が、病気や事故等のトラブルに遭わずに勉学を全うできる。
- ・留学生が帰国後に同国政府に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の JDS に関する基礎研究報告書において、本事業が価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、対象の明確化や高付加価値化が重要であると提言されている。そのため、当該国における対象グループの再整理を行い、事業として優先すべき対象を明確にしながら戦略的に選考をすること、また、充実化した活動プログラムを広報することを通じて、他の奨学金プログラムと差別化を図り、帰国後にリーダーシップを発揮する素質を有する有望な人材を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、政府機関・関係省庁における高度人材の育成の推進を通じて、当国の社会資本の改善やガバナンス強化に資するものであり、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上